赤道ギニア共和国	平成十五年二月七日	平成十五年三月九日
リトアニア共和国	平成十五年二月二十日	平成十五年三月二十二日
カザフスタン共和国	平成十五年二月二十四日	平成十五年三月二十六日
リベリア共和国	平成十五年三月五日	平成十五年四月四日
スワジランド王国	平成十五年四月四日	平成十五年五月四日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十五年四月三十日	平成十五年五月三十日
キリバス共和国	平成十七年九月十五日	平成十七年十月十五日
パキスタン・イスラム共和国	平成二十一年六月十七日	平成二十一年七月十七日
ニウエ	平成二十一年六月二十二日	平成二十一年七月二十二日
トリニダード・トバゴ共和国	平成二十一年九月二十三日	平成二十一年十月二十三日
ソロモン諸島	平成二十一年九月二十四日	平成二十一年十月二十四日
ハイチ共和国	平成二十二年一月十三日	平成二十二年二月十二日
イエメン共和国	平成二十二年三月三日	平成二十二年四月二日
アンゴラ共和国	平成二十三年六月九日	平成二十三年七月九日
オマーン国	平成二十三年十一月十日	平成二十三年十二月十日
セントルシア	平成二十三年十一月十八日	平成二十三年十二月十八日
ネパール連邦民主共和国	平成二十三年十二月二十三日	平成二十四年一月二十二日
バチカン市国	平成二十四年一月二十五日	平成二十四年二月二十四日
エチオピア連邦民主共和国	平成二十四年三月二十日	平成二十四年四月十九日
イラク共和国	平成二十四年十一月十六日	平成二十四年十二月十六日
ジンバブエ共和国	平成二十五年一月三十日	平成二十五年三月一日
クウェート国	平成二十五年七月十一日	平成二十五年八月十日
スリナム共和国	平成二十五年七月十九日	平成二十五年八月十八日
東ティモール民主共和国	平成二十六年五月二十七日	平成二十六年六月二十六日
ガンビア共和国	平成二十七年七月八日	平成二十七年八月七日
ザンビア共和国	平成二十九年四月七日	平成二十九年五月七日

平成二十九年八月十六日

外務大臣　河野　太郎

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第四号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第二項の規定に基づき、緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準（平成十九年農林水産省、経済労働省、産業省、告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月十六日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第二項に規定する緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。	緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第二項に規定する緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第五号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、及び工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成十年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月十六日から適用することとしたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一